

別紙 料金表

それぞれのサービスについて、日中の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次の通りです。

◎介護報酬改定に基づく利用料金の変更内容

(介護保険)

平成27年4月1日～

項目	派遣時間	内容	単位	金額		
			単位	介護報酬	一割負担分	
身体介護	20分未満	/	165	¥1,881	¥189	
	20分以上 30分未満		245	¥2,793	¥280	
	30分以上 60分未満		388	¥4,423	¥443	
	60分以上 90分未満		564	¥6,429	¥643	
	90分以上 30分増すごと		80	¥820	¥92	
生活援助	20分以上 45分未満		183	¥2086	¥209	
	45分以上		225	¥2565	¥257	
身体介護後の生活援助	20分以上 45分未満		67	¥763	¥77	
	45分以上 70分未満		134	¥1,527	¥153	
	70分以上		201	¥2,291	¥230	
緊急時訪問介護加算 (1回あたり)			お客様やそのご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は、その他の訪問介護員が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に発生します。 ケアマネージャーに事前に連絡が取れない場合は、事後承諾でも可能です。	100	¥1,140	¥114
初回加算			お客様の身体状況や生活環境などについて、適切な訪問介護計画書を作成し、より質の高いサービスを提供させていただくために必要な加算です。 1、新規利用のお客様 2、2ヶ月以上当事業所のサービスを利用せず、再開する方 上記に該当するお客様に対して訪問介護計画書を作成した同月内にサービス提供責任者が自ら訪問するか、訪問介護員と同行した場合に発生します。なお、同行時にサービス提供責任者は派遣時間の途中で退席する場合があります。	200	¥2,280	¥228
介護職員処遇改善加算(I)			法で定める介護職員処遇改善交付金の交付要件に該当する場合(賃金改善・研修体制など)	1か月の利用単位数×8.6%の一割負担		
単価割合			地域によって違う割合で、上記の単位数に乗じます。(特別区)	11.4		

◎介護報酬改定に基づく利用料金の変更内容

(介護保険)

平成27年8月1日～

項目	派遣時間	内容	単位	金額	
			単位	介護報酬	二割負担分
身体介護	20分未満	/	165	¥1,881	¥377
	20分以上 30分未満		245	¥2,793	¥559
	30分以上 60分未満		388	¥4,423	¥885
	60分以上 90分未満		564	¥6,429	¥1,286
	90分以上 30分増すごと		80	¥820	¥183
生活援助	20分以上 45分未満		183	¥2,086	¥418
	45分以上		225	¥2,565	¥513
身体介護後の生活援助	20分以上 45分未満		67	¥763	¥153
	45分以上 70分未満		134	¥1,527	¥306
	70分以上		201	¥2,291	¥459
緊急時訪問介護加算(1回あたり)	<p>お客様やそのご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又は、その他の訪問介護員が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に発生します。</p> <p>ケアマネージャーに事前に連絡が取れない場合は、事後承諾でも可能です。</p>		100	¥1,140	¥228
初回加算	<p>お客様の身体状況や生活環境などについて、適切な訪問介護計画書を作成し、より質の高いサービスを提供させていただくために必要な加算です。</p> <p>1、新規利用のお客様 2、2ヶ月以上当事業所のサービスを利用せず、再開する方 上記に該当するお客様に対して訪問介護計画書を作成した同月内にサービス提供責任者が自ら訪問するか、訪問介護員と同行した場合に発生します。なお、同行時にサービス提供責任者は派遣時間の途中で退席する場合があります。</p>		200	¥2,280	¥456
介護職員処遇改善加算(I)	法で定める介護職員処遇改善交付金の交付要件に該当する場合(賃金改善・研修体制など)		1か月の利用単位数×8.6%の割負担		
単価割合	地域によって違う割合で、上記の単位数に乗じます。(特別区)		11.4		

平成21年5月1日～				
特定事業所加算（当事業所では下記要件のうち、体制要件と人材要件を満たしており加算Ⅱの対象となります）				
体制要件	①すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を策定し実施又は予定している。			上記金額に10パーセント加算になります。
	②お客様に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達、又は訪問介護員等の技術指導を目的として会議を定期的に行うこと。			
	③サービス提供責任者が、訪問介護員等にお客様に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を、文書等の確実な方法により伝達してから開始し終了後、適宜報告を受けていること。			
	④すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に行っていること。			
	⑤緊急時等における対応方法がお客様に明示されていること。			
人材要件	①訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士実務者研修修了者並びに旧介護職員基礎研修課程及び1級課程修了者の占める割合が50%であること。			
	②すべての提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。			
	又、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。			

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。